

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会代議員選挙規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会定款（以下、「定款」という。）第7条の規定に基づき、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）の代議員の選出について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本法人の代議員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員として、法人法上の社員総会である本法人の代議員総会に出席する者をいう。

第2章 代議員

（代議員の選出）

第3条 代議員は、本法人の正会員による選挙により選出する。

（代議員の総定数）

第4条 代議員の総定数は、定款第7条第1項に規定する基準に基づき、理事会で決定する。
2 代議員の総定数は、代議員の選挙が行われる前年の10月1日現在の正会員数を基準に算定するものとする。

（代議員の任期）

第5条 代議員の任期は、4月1日から4年後の3月31日までとする。

（選挙の時期）

第6条 代議員選挙は、この規程に定めるところにより、現任の代議員の任期が終了する前月の末日までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

（選挙人の資格）

第7条 正会員における選挙人は、任用始期の前年度の9月30日までに正会員として会費を納入している者で、かつ、引き続き任用始期の年度に正会員であることが見込まれる

者とする。

(被選挙人の資格)

第8条 正会員における被選挙人は、次に掲げる各号のすべてを満たした者とする。

- (1) 代議員の任用始期の属する年度の3年度前の9月30日までに正会員となった者
- (2) 代議員の任用始期の属する年度の前年度まで会費を納入している者
- (3) 代議員の任用始期の属する年度の5年度前までの期間において、本法人から懲戒処分を受けていない者
- (4) 代議員の任用始期の属する年度に、引き続き正会員であることが見込まれる者

第3章 代議員選挙管理委員会

(代議員選挙管理委員会の設置)

第9条 代議員の選挙候補者の選挙を公正に執行管理するため、本法人に代議員選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、代議員選挙を実施する前年の代議員総会において、正会員の中から選任した6名の委員をもって組織する。但し、本法人の理事及び監事を委員に選任することはできない。
- 3 委員会委員の任期は、就任を決議された代議員総会から翌年の代議員選挙の任務が終了する時までとする。
- 4 委員会に委員会委員長（以下、「委員長」という。）を置く。
- 5 委員長は、委員会を代表し、その事務を統括する。
- 6 委員長は、委員の互選により選定する。
- 7 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 委員長及び委員会委員が代議員候補者となったときは、代議員選挙の決定まで委員の職務遂行を停止する。

(委員会の職務)

第10条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 会員への代議員選挙の公示に関する事項
- (2) 代議員選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成に関する事項
- (3) 代議員候補者名簿の作成に関する事項
- (4) 代議員選挙の投票及び投票結果の管理に関する事項

(5) その他代議員選挙の実施に必要な事項

第4章 代議員選挙

(選挙の実施準備及び選挙実施の公示)

第11条 委員会は、代議員の任用始期の前年の10月1日現在で、代議員選挙の選挙人及び被選挙人を確定し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成する。

2 委員会は、正会員に対し、代議員選挙を実施する旨を公示し、併せて代議員の選挙人名簿及び被選挙人名簿（以下、「有権者名簿」をいう。）を公表する。

(有権者名簿に対する異議)

第12条 選挙人及び被選挙人（以下、「有権者」という。）は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めるときは、選挙の3か月前までに委員会に異議の申し立てをすることができる。

2 委員会は、異議が正当であると認めるとき、有権者名簿を訂正し、その旨を有権者に通知しなければならない。

3 委員会は、異議が正当でないと認めるとき、異議を申し立てた有権者に対し、その旨を通知しなければならない。

(代議員候補者)

第13条 委員会は、有権者に対し、代議員候補者を公募する。

2 代議員候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 代議員の被選挙権を有する正会員で、選挙権を有する正会員3名以上が推薦を受けて立候補した者。

(2) 代議員の被選挙権を有する正会員で、選挙権を有する正会員3名以上から推薦を受けた者。

3 代議員候補者となる者は、所定の様式により、委員会が公示した期日までに委員会に届け出る。

(代議員候補者の公示)

第14条 委員会は、選挙の2か月前までに、有権者に対し、代議員候補者名簿を公示する。

(代議員候補者に対する異議申立)

第15条 有権者は、次の各号のいずれかに該当する場合、委員会が公示した代議員候補者について、異議を申し立てることができる。

- (1) 第8条に定める被選挙人の資格に該当しないと認められるとき
 - (2) 第13条第2項に定める代議員候補者の推薦に疑義があると認められるとき
 - (3) 本法人の代議員とすることに重大な不適切性があると認められるとき
- 2 委員会は、異議が正当であると認めたとき、代議員候補者名簿を訂正し、その旨を有権者に通知しなければならない。
- 3 委員会は、異議が正当でないと認めたとき、異議を申し立てた有権者に対し、その旨を通知しなければならない。

(投票)

第16条 投票は、有権者1名につき1票とする。

(投票の方法)

第16条 有権者は、次の各号のいずれかの方法により、投票する。

- (1) 委員会から送付された投票用紙に、代議員候補者3名の氏名を自署し、これを選挙の期日までに委員会宛に郵送する。
 - (2) 委員会が指定した電磁的方法により、代議員候補者3名の氏名を記載し、これを選挙の期日までに投票する。
- 2 投票は、無記名投票とする。

第5章 当選者の決定

(開票)

第17条 開票は、委員会がこれを行う。

- 2 委員会は、代議員候補者の得票数を確認の上、得票集計表を作成し、委員会委員長及び委員会委員全員がこれに署名する。

(投票の無効)

第18条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 第16条に定める所定の投票を行わなかった場合
- (2) 代議員候補者以外の者の氏名を記載した場合
- (3) 4名以上の代議員候補者の氏名を記載した場合
- (4) 代議員候補者の氏名以外の事項を記載した場合。但し、職業、身分又は敬称等を記入したものは、その限りではない。
- (5) 記載した代議員候補者の氏名が確認できない場合
- (6) 選挙の期日までに委員会に到着しなかった場合

(当選の決定)

第19条 代議員候補者について、得票数の最も多い者から、順次、定数に達するまでの者を代議員の当選者とする。

- 2 得票数が同数の被選挙権者があるとき、委員会は、抽選により順位を決定する。
- 3 委員会は、代議員選挙の結果を理事長に報告し、理事長は、すみやかに公示する。

(補欠の代議員)

第20条 定款第7条第9項に基づき、代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、代議員に当選しなかった代議員候補者について、得票数の最も多い者から、順次、5名以上10名以内の者を補欠の代議員とする。

- 2 委員会は、補欠の代議員について理事長に報告し、理事長はすみやかに公示する。

(異議の申立)

第21条 選挙の効力に関して異議のある有権者は、選挙結果の公示日から14日以内に、文書をもって委員長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 委員会は、異議申し立てがあった場合、その取扱を審議、決定し、理事長に報告する。

(規程の改廃)

第22条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. 本規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。